

11 章 参考資料

11.1 橋梁添架負担金について

(1) 道路占用物に関する取り扱い

橋梁に添架される埋設管等は道路占用物件として取り扱われる。

道路占用物については、占用者が道路管理者の許可を受け、道路の占用に関する工事（橋梁への添架工事）を占用者がその費用を負担して行う。

しかし、橋梁に占用物件を添架する場合、添架物の重量によって、橋梁の主構造の変更が必要となり、占用物の添架を原因とした橋梁工事費の増加が発生する。

このような場合においては、道路管理者は道路法第 58 条第 1 項の規定により、占用行為によって必要を生じた道路に関する工事費用（橋梁工事費）について、占用者にその一部を負担させるものである。

橋梁添架物に関する費用負担の考え方は、橋梁を兼用工作物（道路橋、水管橋、送電鉄塔等）としての事業者アロケ負担として扱うのではなく、完成橋梁に許可添架させる道路占用物として取り扱うものである。

(2) 添架負担金の取り扱い

費用負担の求め方については「道路占用物件の橋梁添架の構造基準及び費用負担の取り扱いについて（通知）」（平成 4 年 11 月 6 日付け土木部長通知）により次のように定められている。

- ①橋に添架する占用物件の荷重が、単独又は同時に添架する他の占用物件の荷重と併せて 50kg/m を超える場合は、当該橋の主構造の変更を必要とするものとして、②より増加する工事費を負担するものとする。
- ②増加する工事費は直接費及び間接費とし、直接費は次式により算定し、間接費は直接費の 10%に相当する額の範囲内において道路管理者と占用者が協議して定めるものとする。

$$\text{直接費} = \frac{\text{上部構造の主構等力学的に添架荷重に関連するものの工事費}}{\text{当該添架物件荷重}} \times \frac{\text{当該添架物件荷重}}{(\text{橋梁死荷重} + \text{活荷重}) + \text{全添架物件荷重}}$$

(3) 添架占用計画及び負担金における手続き

1) 手続きの流れ

- ① 占用者に対する橋梁添架計画の確認（照会・協議）
- ② 占用物を考慮した橋梁設計（道路管理者）
- ③ 橋梁工事（道路管理者）
- ④ 占用物の道路占用許可及び添架工事（添架占用者）
- ⑤ 橋梁工事に関する原因者負担金協定締結
- ⑥ 負担金の納入（占用者→道路管理者）
- ⑦ 添架負担金の箇所付け及び工事施工（道路管理者）
- ⑧ 橋梁及び占用物の供用開始

※原因者負担金についての協定の締結時期については、占用物であるため、道路管理者の占用許可が第一に必要であり、まず被占用物の道路橋梁本体が完成すること、負担金額の基となる橋梁工事費の確定が必要であること等により、橋梁上部工の施工完了後に協定締結としている。

※占用者からの負担金は、橋梁工事費の費用負担として徴収したものであるため、当該橋梁事業費として箇所付けされ、執行される。通常は、上部工完了後の橋面舗装や取付道路工事、台帳補正費の一部として執行する。

2) 占用者との添架負担金協定手続き

負担金協定は本庁契約となるので、下記の書類にて事務所から進達する。

- ① 道路建設課への進達書
- ② 協定書（案）
- ③ 橋梁添架に伴う原因者負担金算出書
- ④ 本工事費内訳書（橋梁分）
- ⑤ 荷重計算内訳書
- ⑥ 添架物重量内訳書
- ⑦ 占用者からの添架照会に対する回答書（申請書）
- ⑧ 位置図
- ⑨ 一般図

(4) 添架占用計画及び負担金における留意点

添架負担金は、協定締結後に箇所付け執行となるが、占用者から当年度に一括納入されるため、箇所付け当該年度内に予算執行する（繰り越さない）。

添架計画の照会回答により、占用者を考慮した橋梁詳細設計を実施した場合は、占用者が添架を取りやめた場合においても原則負担金を徴収する。（占用物により橋梁の主構造を変更して設計計画したものと見なす）

この点を占用者側に十分認識してもらう必要があることから、詳細設計時及びその後の橋梁工事まで適宜占用者と連絡調整を行うこと。

橋梁計画・設計マニュアル

昭和58年1月 初版

昭和63年3月 改定

平成15年3月 改定

令和 3年4月 改定

令和 4年4月 改訂
